

みなとみらい21中央地区都市景観形成ガイドラインの一部改正について 意見公募要領

みなとみらい21中央地区では、横浜市景観計画及びみなとみらい21中央地区都市景観協議地区の内容や取扱い基準等を、みなとみらい21中央地区都市景観形成ガイドラインとしてまとめています。

今回、景観協議を円滑に進めるため、映像広告等の屋外広告物の協議における取り扱いについて、明文化します。

つきましては、広く皆様からご意見をいただきたく、次の要領で意見の公募を行います。

1 意見公募期間

令和 7 年 6 月 30 日（月）から令和 7 年 7 月 29 日（火）まで
（必着。郵送の場合は当日消印有効）

2 意見提出方法

「意見提出書」に記入し、次のいずれかの方法により、ご提出願います。

なお、電話でのご意見のご提出には対応しかねますので、あらかじめご了承ください。

(1) 電子メールの場合

電子メールアドレス：tb-mmhigashikanarin@city.yokohama.lg.jp

横浜市都市整備局みなとみらい・東神奈川臨海部推進課あて

(2) 郵送の場合

〒231-0005 横浜市中区本町 6 丁目 50 番地の 10

横浜市都市整備局みなとみらい・東神奈川臨海部推進課あて

(3) F A X の場合

FAX 番号：0 4 5－6 5 1－3 1 6 4

横浜市都市整備局みなとみらい・東神奈川臨海部推進課あて

3 注意事項

(1) いただいたご意見に対して、個別の回答はいたしかねますので、あらかじめご了承ください。

(2) いただいたご意見の内容につきましては、氏名、住所、電話番号及び電子メールアドレスを除き、公開される可能性がありますので、あらかじめご承知おきください。

(3) ご意見に付記された氏名、連絡先等の個人情報につきましては、適正に管理し、ご意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認といった、本案に対する意見公募に関する業務のみ利用させていただきます。

(4) その他個人情報については、横浜市個人情報の保護に関する条例に従って適切に取り扱います。

4 不明な点についてのお問い合わせ先

横浜市都市整備局みなとみらい・東神奈川臨海部推進課

電話番号：0 4 5－6 7 1－3 5 1 6

※電話でのご意見の受付及びご意見の個別の回答はいたしませんので、あらかじめご了承ください。